

ひろば

巻頭言

これからの公民館に

期待すること



大分県公民館連合会

会長 中野 五郎

皆様には、平素から公民館活動をと
おして心豊かな人づくり、地域の活
性をめざし、生活文化の振興や社会福
祉の増進等に御尽力いただいております
ことに、改めて敬意を表しますと
ともに、厚く御礼申し上げます。

また、昨年8月に開催された、第六十
回九州地区公民館研究大会大分大会は、
皆様方の御尽力により県内外から約二千
名の方々の御参加のもと、無事成功裡
に終えることができました。

深く感謝申し上げますとともに、皆様
方におかれましては、本大会で得られた
成果を糧として、今後も地域課題の解決
に一層の取組をお願いいたします。

さて、国民の教養文化を高め、町村
の自治向上の基盤となり、産業振興の
基礎を培うことを目的に戦後間もなく
誕生した公民館は、住民の学習ニーズ
にこたえるため、青年団、婦人会等の活

気ある活動や協力のもと、講座の開設
等、事業の実施を主体とした地域住民
の交流や学びの場として地域の活性化
に大きく貢献をいたしました。

しかしながら、情報化の進展による
住民の学習ニーズの多様化と学習機会
の増大、過疎化や少子高齢化等により、
かつての社会教育関係団体も活気が薄
れてくる等、公民館に求められる役割
や事業の在り方等が見直しを迫られて
おります。

このような中、これからの公民館に
は、住民への多様な学習機会の提供、
家庭教育の支援、学校・家庭・地域社
会の連携の推進等、「人づくり」、「ま
ちづくり」の拠点施設としての機能の
充実が求められています。とりわけ、
教育環境、文化環境、自然環境を整え、
まち全体を「まなびや」とし、郷土に
誇りを持てるまちづくりを進めていく

のは地域の大人の責任であり、ひいて
は地域の生涯学習・社会教育の推進の
中核的な施設である公民館の果たすべ
き役割でもあります。

今まさに、私も公民館関係者は、
自らの専門性を高めるとともに、地域
性・生活課題を踏まえ、地域住民の潜
在的な要求を十分に把握し、事業の成
果等について点検・評価を行うことに
より事業の水準の向上を図るとともに、
公民館の運営の工夫や改善、地域住民
その他の関係者との連携及び協力を推
進していかなければなりません。

また、学校や家庭への支援、地域住
民が学習の成果を生かして活動する機
会の提供といった新たな役割を果たす
一方で、社会の要請に基づく真に必要
な講座等は継続していくなど、不易・
流行を考えながら公民館の運営を行い、
「地域の教育力の向上」や「社会全体の
教育力の向上」に寄与していけるよう
力を尽くしていくことが必要です。

県公民館連合会といたしましては、
今後も、皆様方のお力添えをいただき
とともに、県教育委員会と連携・協力
しながら、関係各方面に向けた公民館
活動の重要性についての啓発、公民館
の活性化に資する研修等の充実を図る
等、県内の公民館活動の活性化に努め
てまいります。

終わりに、皆様方により一層の御健
勝、御活躍を祈念申し上げます、ごあいさ
つといたします。

今回は豊肥地区(竹田・豊後大野)と、日田地区(日田・玖珠・九重)です。

豊肥地区公民館連合会

豊肥地区公民館連合会(豊公連)は、竹田市と豊後大野市の公民館で組織し、公民館活動を推進するための意見交換や、職員の高質向上を目的とした研修会を行っている。

豊公連のメンバーは、社会教育に携わる職員で構成している「豊肥地区社会人権教育研究会(社人研)」も兼ねており、社会教育の立場から人権問題の学習を進めている。

本年度は、朝地町で開催された「豊後大野市人権・同和教育研究大会」に、研修の一環として参加した。「みんなで力を合わせ、心豊かな明るい町づくり」を統一テーマに、学校教育部からは朝地小・中学校の取組について、社会教育部からは人権・同和教育の取組について発表があった。それぞれの発表に、人権教育の重要性を感じた研修会となった。

また、豊公連の第二回目の研修として、交流分析士の工藤マリ先生を招き「背広を脱いだ自分を見つめて」というテーマで講演をしていただいた。交流分析という自己発見・自己開発を目的としたこの講演は、自らを振り返るいい機会となった。

合併以降、どの市でも行財政改革により人員・予算が削減されて



豊後大野市人権・同和教育研究大会



第2回豊公連研修会

いく中で、いかに住民のニーズに応えていくか。どの公民館でも課題は多く残されているが、職員同士の間で連携を図りながら、今後も効果的な事業推進の工夫に努め、公民館が市全体の活力を生み出す拠点となるような取組を進めていきたい。

豊肥地区公民館連合会
会長 阿南 鋼一

日田地区公民館連合会

日田地区公民館連合会は関係職員相互の連携と資質の向上を図り、生涯学習の推進を目的に活動を行っている。組織の構成は日田市生涯学習課、中央公民館、地区公民館の二十館及び二分館と玖珠町の中央公民館、九重町の中央公民館と四館の地区公民館で構成され、独自の事業活動を行っている。

実践事例として九重町の取組を紹介したい。九重町においては、平成十一年に竣工した文化センターに中央公民館を設置し職員を集約し活動を図り、四館の地区公民館に嘱託館長の配置をおこなった。しかし活動は衰退の一途を辿り、平成二十年十二月から中央公民館及び社会教育担当職員による「出張公民館事業」を週二日実施し、嘱託館長と連携を深めることにより事業活動を行っている。

また、平成二十一年度から、町が提唱している「日本の田舎づくり」の館として、四館の地区公民館を位置づけ活動している。「公民館の再編」としては課題が多くあるが職員配置等視野に入れた再編の取組を考えている。

日田地区公民館連合会では年間一、二回の研修事業を実施している。平成二十一年度の取組としては、八月に開催された第六十回九州地区公民館研究大会大分大会へ

の参加(第六分科会「人権教育」の運営・事例発表等)と、十月に、日田地区公連を組織する全職員を対象とした職員研修会を開催した。

人権問題の学習は活動のマンネリ化や地域により「温度差」を生じており、公民館が住民参加の学習会や推進組織への支援を積極的に行い、問題解決の場となること が求められている中、「公民館における人権問題学習『思い』に寄り添う」をテーマとして九重町の社会教育委員の小幡千穂さんを講師として講演会を行った。

講演では講師自身が九重町の公民館主事だった頃の婦人学級や青年団、子ども会とのかかわりや、初めて体験した解放学習への取組等の講話をしていただいた。公民館では「人権をばた懇談会の実施」「人権学習を教室や講座に位置づける」「館内での標語の展示や人権パネル展の実施」「団体や関係機関との連携」等を行うことと、日常生活の中で感性を磨く訓練を行い、多くのことに関心や関わりを持つことで、職員の高質の向上につながり、公民館での人権学習を推進することが可能となるなどの教授をいただいた。

日田地区公民館連合会
会長 甲斐 秀一

「人が育ち、人が集い、人が助け合う公民館の在り方」

九州地区公民館研究大会 大分大会の開催

平成21年8月27日～28日にわたり、別府市において、県内外から二千人に及ぶ関係者が参加して盛大に開催された。



各分科会の概要 (研究発表あり)

第1分科会

公民館の管理運営

- ・地域づくりの拠点に自治公民館を据え、地域住民を代表する公民館運営審議会の委員が徹底した住民目線で関わろうとしていること
- ・住民参加による地域づくりを実現することに他ならない。
- ・地域住民参画型による協働とは、(行政(公民館)・地域・講師(ボランティア)等が協力し合うことである。

第2分科会

地域教育力の向上

- ・もつと発想の転換をして事業の見直しを進め、さらに地区公民館と自治公民館の関係を整理し、パイプを強化することが必要である。

- ・日常的に公民館が地域団体と一緒に事業をつくっていく姿勢をもつことが重要である。

第3分科会

家庭教育

- ・今後の公民館の取組は、今までの考え方を換え、人をたくさん集めることよりも、少人数でも人々を結びつけることを大事にしていたらいい。

第4分科会

成人教育

- ・社会のニーズにあった学習課題、地域課題に関する講座、企業と地域の連携を図る講座等を企画することも必要である。
- ・地域づくりをすすめるためには、高齢者がリーダーとなりえる人材づくりも必要である。受講生が受け身ではなく、主体的にこういう風なことをやりたいといった意見が出るのが大事である。

第5分科会

地域づくり(フィールドワーク)

- ・地域があつて観光がある。住民

- ・がまちを誇りに思い、住民が自立していかなければリーダーは来ない。
- ・自分たちの住む地域の魅力を再発見するには、事業を単発ではなく、継続的に行うことが必要である。

第6分科会

人権教育

- ・公民館活動全ての根底に人権教育がある。講座の全てが人権感覚に支えられた人権意識を持つた講座だという捉え方が必要である。
- ・人権講座の手法の方向性は、一つは参加した人が人権を知る、理解する学習であり、もう一つは人権

第7分科会

自治公民館活動

- ・問題のない明るい社会にするために自分の生き方を学ぶ学習である。
- ・地道な取組で地域は少しずつ変わっていく。子どもが安心して元気に生活でき、それを大人が笑顔で支えていけば地域は元気になる。保護者と連携して、高齢者の力を活用し、地域づくりを協働して進めるべきである。
- ・自治公民館活動は地域活動の核である。国、県、市町村、自治会が上下関係や予算のあるなしでつながるのではなく、地域づくりのために全ての組織が連携することが大事である。

記念講演の概要

演題 「家庭・学校・地域づくりを支援する公民館の活動」

講師 明石 要一氏(千葉大学教育学部教授)

家庭・学校・地域を取り巻く時代は早いテンポで変わっており、何よりも地域と親が変わった。今の子どもが抱える課題は経済格差に伴う「体験格差」であり、それを是正するためには公民館が地域の教育力を結集して、子どもの放課後を豊かにする空間を提供する必要がある。





三年前、地域の方から南部地区を中心に開催される城下町中津のひなまつりを華やかにする花はないだろうかとの相談があった。そこで、寒さに強く春らしさを感じる桜草を勧め、一緒に育てましょうということになった。さらに他地区で興味のある人も一緒に育てられるように公民館講座(園芸)として募集することにした。「一人一本」の目標をたて、できた苗の二割は必ず隣近所や友人に配ることと種から育てることを約束事として三十五名でスタートした。

五月、春に咲いていた株から採種

六月に播種、七月に一回目の植替え、九月に二回目の植替え、十一月に定植した。途中病気や害虫被害で、一人一本には及ばなかったが七十本ほど持ち帰ることができた。それは別に講座で使用する培養土を購入するために、ひなまつり会場で五百本、公民館で四百五十本の桜草を地域の方に販売することができた。合計で約三千本の桜草が、南部地区を中心に桜より一足早く中津の町を飾ることになった。

隣人や友人から「きれいに咲きました、ありがとう。またちょうだいね。」と言われるなど花を通して隣近所、知人といういろいろなつながりも深まり、地域の活性化にもつながっている。この取組は年々広がりを見せ、昨年からは馬漢の青の洞門地域でも育てられている。

中津市南部公民館

「南部地区を花でいっぱいしよう」

館長 井上孝行



別府市中部地区公民館

館長 三良寿夫



別府市には、中央公民館と五つの地区公民館があり、市の中心に位置するのが、中部地区公民館である。

別府市の人口の六分の一で二万人と九千七百世帯を対象とし、三つの小学校と一つの中学校があり、当館は、体育館を併設している。毎月連続開催している主催講座は十講座、自主講座は四十五講座ある。

体育館の利用も三十団体あり、全体で年間の利用者は延べ四万四千八百人前後の地域の方が利用している。この間、毎月一回の館報等を発行

し、各講座のチラシを作ったり、その他多彩な事業を行っている。事業の二本柱の一つとして、三校区対抗ミニバレーボール大会が、毎年四月に体育館完成を記念して開催されている。今年で十九回目を迎える。各校区ごと予選を行い、男女ともそれぞれ代表一チームずつが出場して対戦するわけだが、各チームとも校区の代表となるので、大いに盛り上がり、地域住民の交流の活動として根付いている。

二つ目は、昨年からは始まった放課後子ども教室である。放課後や休日に公民館を活用し、子どもたちの安全・安心な場所としての活動拠点を設けて、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強や様々な体験や活動を通して地域住民との交流活動等の取組を実施した。年間、八十五日間で児童の参加が延べ二千八百七十二人、地域住民やボランティア参加が千五百一人で、年間利用者の十%を占めた。

三つ目は、毎年十一月に二日間公民館祭が、講座生の発表の場として開催される。三小学校児童の作品や、地域の方々の作品もこの時出品され、住民の交流の場として親しまれている中部地区公民館である。

大分市野津原公民館

ふるさと故郷を自慢できる人を育てたい

指導主事 祖田博則



今市の石畳は有名であるが、公民館の前から中部小学校までのコースは、赤坂の石畳、夜泣き止め地蔵、伊塚の石畳、矢貫の石畳、町上の石畳跡など歴史の遺産が見られる。

当日は残念ながら雨。そのため、館内での実施になったが、コースの歴史遺産の写真を映して紹介したり、野津原の文化や遺産の紹介VTRを見たりした。最後に、地区で活動している八団体に依頼して作成した「のつはる」を知ちよるかえクイズに挑戦した。後日、遠足等で実際に体験した子どもたちから、自分の家の近くに歴史的遺産があることに驚いたという感想が多くあった。

「肥後街道を子どもたちと歩こう」。子どもたちは、故郷の歴史や遺産をどれだけ知っているだろうか。目の前であっても、その存在を知らないのではないか。実際に自分の目で見て体験して故郷を知ってほしい。

肥後街道は、加藤清正や細川氏が参勤交代道路として利用したほか、勝海舟と坂本龍馬が一緒に歩いている(「海舟日記」)。更に、伊能忠敬や吉田松陰も歩いた由緒ある歴史の道である。

本館では、学社連携事業として



野津原地区内の小学校三校(六年生対象)と中学校一校(一年生対象)とで「野津原郁々堂(郁々堂は郷校の名前)とくつはる」体験学習を実施している。

野津原地区の人口は都市部への流出で減ってきている。故郷の素晴らしさを体験することで自分の故郷を愛し、たとえ他地区に行っても故郷を自慢できる人になってほしいと心から願っている。

佐伯市上浦地区公民館

主任 中村裕樹



上浦地区公民館は、山と海に囲まれた自然豊かな場所に位置し、初日の出の名所「豊後一見ヶ浦」を公民館から眺めることができる。旧上浦町時代の昭和六十二年に完成した公民館は、現在に至るまで地域住民の活動拠点として愛され続けている。当時から公民館には公民館講座は無く、自主講座(サークル)で公民館施設を利用する方が大半である。自主講座以外での公民館利用は一般利用の他に、社会教育事業で利用している。数ある社会教育事業の中から「しめ縄張り替え体験並びにもちつき体験教室」を紹介したい。平成七年に旧上浦町と旧荻町が姉妹都市を結んだ縁で、互いの町が市町村合併した後も交流が続いている。毎年春と秋

に上浦の東雲(しののめ)小学生が荻町を訪れ、荻町の荻小学生と共に田植え・稲刈りを行い、十二月の第一日曜日に行われる大しめ縄の張り替え時に荻小学生が上浦を訪れしめ縄張り替え体験並びにもちつき体験教室を行っている。子ども達は体中ウラまみれになりながらも互いに協力し合い、しめ縄作りを手伝っている。しめ縄作業後は公民館に徒歩で移動し、子ども達が秋に収穫したもち米を用いて、もちつき体験教室を行っている。この交流事業で見せる子どもたちの屈託ない笑顔がとても印象的である。当公民館で合併後も続くこの事業は、大変意義があると思われる。子ども達の益々の活躍を願うとともに、この事業で培った協力精神を今後活かしてほしいと願っている。

これからの 公民館に 必要

今年度、中津地区公民館連絡協議会主催の研究集会で話をしたことの要旨をまとめたものです。

(1) 職員自身の専門性を高める
館長をはじめとする公民館職員は、地域住民に最も身近な社会教育施設として適切な活動を行うため、地域でどのような社会的要請や地域課題があるのかを分析し、地域住民のニーズを的確に把握する能力が求められます。様々な研修機会を利用し、地域づくりや生涯学習・社会教育等についての知識や技能を身につけ、専門性のある職員としての資質の向上を図る必要があります。

(2) 地域のつなぎ役(コーディネーター)としての役割を果たす
平成の大合併以前のように事業を積極的に実施するのは困難であり、今後は実施する事業も精査していく必要があります。これからの公民館職員は、学校や家庭教育の支援、地域で支援を必要としている人と支援ができる人(公民館で学んだ人やボランティア等)のつなぎ役(コーディネーター)としての役割を果たす。

(3) 情報発信(基本は広報紙)
よく聞かせるのが「自治会を通して館報を配っても読んでもらえない」という声です。確かに地域住民全員が読むわけではありません。しかし、いくらか情報化が進んだとはいえないので、家庭でホームページが見られる状況ではなく、紙媒体での広報は有効です。一部の人が読んでいないからといって、あきらめてしまわずに情報発信し続けることが大事ではないでしょうか。



なごい

学校でも、日頃の子どもの様子の子をよく見ていないと学級通信はなかなか書けないものです。それと同じで、地域のことをよく見て情報収集をし、主体的に活動をしていないと記事は書けません。公民館が地域のつなぎ役(コーディネーター)や相談役としての機能を担うのであればなおのこと、公民館が今何をしているのか、これから何をしようとしているのかを地域へ発信し続ける必要があるでしょう。

(4) 地域人材を発掘する

地域人材の発掘には、現在、地域で様々な分野で活動している人材を公民館でデータベース化(人材バンクをつくる)すること、郷土の先人の業績に注目し、講座等でとり上げるものの二つがあります。特に郷土の先人については、例えば中津市の川村矯一郎(更生保護事業の創始者)、竹田市の広瀬武夫(海軍中佐)、豊後大野市の徳田白楊(歌人)など、まだ業績を広く知られてはいないが魅力ある人材が地域ごとに数多くいます。

しかし、業績が子どもには理解しにくい等、学校で教材化するのが難しい場合があります。公民館であれば自由な切り口で教材化でき、取組の成果が蓄積されていけば観光で活用することもできるでしょう。



参考：中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」(平成20年2月19日)

地域のこと全てに公民館が関わるということは現実には困難です。何か一つでもよいから、その公民館ならではの特徴的な取組をしてほしいものです。地域住民の多様な要請に応えるためには、公民館職員自身に直接対応できるのではなく、そのニーズに対応できる人、ものを紹介できればよいのです。
そのためには、ネットワークを築いて(顔見知りになり、人間関係を築くこと)情報を集め、地域にどのような人材がいるのか、どのような財産があるのかリアルタイムで知っておく必要があります。時には自ら地域に「出向いて」情報を集めることが必要なのは言うまでもありません。地域のことで何か分からないことがあったらとりあえず公民館に尋ねるといふようになれば理想的です。
大分県教育庁社会教育課
社会教育主事 馬場 尚 登



大分県公民館連合会表彰

【優良公民館職員】

- 藤田 勇 氏
別府市松原一区公民館 館長
- 葉師寺 壽生 氏
大分市寒田校区公民館 館長
- 吐合 正 氏
臼杵市田野地区公民館 館長
- 林田 輝久 氏
大分市鶴崎公民館
- 大塚 幸己 氏
臼杵市中央公民館
- 千竈 八重子 氏
由布市湯布院公民館

広報コンクール表彰

【公立公民館報の部】

- 佐伯市本庄地区公民館
「公民館報ほんじょう」
優良賞
- 国東市来浦地区公民館
「来浦地区館だより」
優良賞
- 由布市川西地区公民館
「公民館だより すくらむ」



【自治公民館報の部】

優良賞

- 別府市浜脇二丁目一區公民館
「浜脇1・2だより」
- 日出町赤松自治公民館
「赤松だより」
- 大分市穂田校区公民館
「公民館だより」

優良賞

- 別府市鶴見町公民館
「鶴見町自治会・公民館だより」
- 別府市青山町公民館
「青山町広報」

全国公民館連合会表彰

優良職員

- 竹田市直入公民館
橋本一彦 副主幹

九州公民館連合会表彰

- 時枝正昭 前大分県公民館連合会会長

平成二十二年 事業(案)

【大分県公民館連合会】

大分県公民館連合会総会

- 期日：平成二十二年五月十九日(水)
- 場所：県立社会教育総合センター
(別府市)

大分県公民館長・主事研修会

- 期日：平成二十二年五月十九日(水)
- 場所：県立社会教育総合センター
(別府市)

大分県公民館新任職員研修会

- 期日：平成二十二年六月三十日(水)
- 場所：県立社会教育総合センター
(別府市)

第六十一回大分県公民館研究大会

- 期日：平成二十二年十月下旬頃
- 場所：豊肥地区

大分県公民館連合会表彰

- 優良公民館
- 優良自治公民館
- 公民館優良職員
- 公民館運営審議会委員功労者
- 大分県公民館連合会広報コンクール
- 公立公民館報の部
- 自治公民館報の部
- 学習資料の部

【九州公民館連合会】

第六十一回九州地区公民館研究大会 沖縄大会

- 「結(絆)の心で地域づくりを担う公民館活動」
- 期日：平成二十二年十一月十一日(木)
- 場所：沖縄県那覇市
参加費：二千五百円

【全国公民館連合会】

第三十二回全国公民館研究集会(石川大会)

- 「地域の核となる公民館活動の創造(これからの公民館のあり方)」
- 期日：平成二十二年十月十四日(木)
- 場所：石川県金沢市
参加費：四千円

編集後記

機関誌「ひろば」第24号をお届けします。今までは少しイメージを変え、今回の「ひろば」は、読んでいただきたい対象を公民館関係者の皆さんに絞って作成しました。御協力いただいた方々に心から感謝申し上げます。

公民館の財産処分手続の留意点について

財産処分手続の考え方

☆平成10年3月31日付け文部科学省生涯学習局長裁定(平成20年7月25日改正)により、「概ね10年を経過したものについては補助の目的を達成したものとみなし、原則、補助金の返納はしなくてよい。」とされました。

☆ただし、現在の公民館活動や社会教育活動が十分維持されていることが大前提であり、そのことが確実に読みとれる内容の文書や参考資料の提出が求められます。

① 財産処分の手続(報告)が必要となる主なケースは？

例1

公民館の一部を教育委員会事務局事務室や首長部局事務室として利用。

「一部転用」となり、報告が必要です。

例2

公民館の老朽化等に伴い、建物を倉庫等として使用。公民館機能を他の施設に移転。

「全部転用」となり、報告が必要です。

例3

公民館の老朽化等に伴い、建物を取り壊して公民館機能を他の施設に移転。

「取り壊し」となり、報告が必要です。

例4

公民館図書室を図書館の分館として利用。

「一部転用」となり、報告が必要です。

② 手続の時期は？

- 原則として、財産処分を行う前に報告書(様式2※)を提出しなければなりません。
- 報告が遅れた場合には、「遅延理由書」の提出が必要となります。

③ 必ず必要な書類は？

☆処分内容(転用、取り壊し、譲渡、貸付、交換等)にかかわらず、必ず提出しなければならない書類は次のとおりです。

①財産処分報告書(様式2)

- 「2 経過及び処分の理由」の文章中には、施設整備の経緯、処分の理由を記載します。
- 施設を処分しても、今までと同等の機能を他の施設等で果たすことなどにより、住民サービスの低下は招かないということが必要であり、代替の内容を必ず記載してください。

②補助金の額の確定通知の写し

- 額の確定通知を紛失している場合は、歳入歳出決算書の写し(原本証明が必要)の提出でも可能です。

③処分する施設の平面図

④新旧事業比較表

- 財産処分の対象となる施設における前年度の事業実績と代替施設における事業予定を比較する形で記載してください。
- 記載した各事業への参加人数(代替施設は見込み人数)と年間開催回数も記載します。

☆その他処分内容によって、処分する施設の現況写真、設置条例等、必須書類以外にも提出が求められます。

※財産処分報告書(様式2)については、平成20年8月21日付け教委生第857号『「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」の改正等について』の添付資料として各市町村教育委員会にお送りしています。

詳細については、県教育庁社会教育課までお問い合わせください。 TEL 097-506-5526